

仕 様 書

1 件名

令和7年度「近隣県と連携した海外向けレガシーPR事業」に係るウェブサイト運営管理
およびプロモーション等業務委託

2 目的

令和3（2021）年夏、東京2020大会（以下「大会」という。）が開催され、各地で繰り広げられた熱戦や感動シーンの数々に対して世界中から注目が集まった。

また、大会の開催を契機として、各地では上質な受入環境の整備が進んだほか、ボランティア文化の醸成やホスピタリティの向上など、ハード・ソフト両面から大会のレガシーが培われてきた。

そこで、東京都（以下「都」という。）と埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県（以下東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県を総称し「1都4県」という。また、以下埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県を総称し「近隣県」という。）が連携し、各地の魅力やこうしたレガシーを活用し、高付加価値な旅のプロモーションを展開することにより、エリア内での滞在日数を増大させる取組を効果的に進めていく。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 対象市場

海外市場（欧米豪の英語圏及びフランスを想定。上質な旅を嗜好する層を中心とする。）

6 全体運営

（1）コンセプトについて

本事業では、東京2020大会の有形・無形のレガシーを活用しつつ、それにとどまらず1都4県の旅行地としての魅力を、欧米豪地域の英語圏を中心に、上質な旅を嗜好する層等に効果的に訴求を図り、誘客へとつなげる。事業実施にあたり令和5年度に開設した本事業のウェブサイト（[「Connected Japan Awaits you」](#)）（以下「1都4県サイト」という。）を参照のこと。

（2）実施体制

ア 事業目的に加え、訪日・訪都に係る最新の動向や統計データ、対象市場の旅行者の特徴、1都4県に対する観光地としての認知度や来訪割合等の現況等を十分に踏まえた

- 上で事業を遂行すること。また、1都4県以外を訪問予定の訪日外国人旅行者に対し、1都4県への訪問を促進できるような工夫をすること。
- イ 特定の年齢層に偏ることなく、上質な旅を嗜好する幅広いターゲットに発信できるように実施すること。
- ウ 近隣県とも連携して事業全体を運営すること。
- エ 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- オ 受託者は各事業において想定される各作業項目の進捗管理表を作成し、常に財団と共有を行い、遅滞なく実施すること。
- カ 業務の詳細について月1回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- キ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。
- ク 事業の実施にあたっては、1都4県の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ、運営すること。近隣県に関する情報発信に偏ることなく、都の観光産業振興にも資するよう、留意すること。
- ケ 動画撮影にかかる施設との調整や、撮影におけるスタッフや機材準備等、映像制作に際し必要な調整や手配、編集費用等、また観光ルート作成や共同招聘における観光スポット・施設との調整や必要な申請、撮影にかかる費用等、必要な経費は委託料に含めること。また、撮影・取材先に提出する書類等がある場合は事前に財団に提出の上、適切な対応をすること。
- コ 写真や動画利用にあたっては、著作権元と承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、委託料に含めること。
- サ 本事業で制作するコンテンツ（動画等）について、財団及び1都4県において二次利用を想定している。映像、イラスト、写真、音楽、出演モデル等、第三者が権利を有するものを使用する場合、少なくとも、令和8年3月31日まで（令和5年度からの3か年度）は使用できるよう必要な経費を委託料に含めること。
- シ 各広告媒体掲出先の掲載におけるポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。
- ス 言語・翻訳の品質管理
- (ア) 翻訳にあたっては、表記方法の統一を図ること。適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- (イ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- (ウ) 固有名詞の表現等については、財団及び1都4県の指示に従うこと。
- (エ) 翻訳結果に対して問題があると財団及び1都4県が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含め、適切な対応をとること。
- (オ) 情報更新、追加に伴うテキストは原則日本語で収集すること。
- (カ) 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。

7 委託内容

(1) 全体について

受託者は、本仕様書「2 目的」に基づき、1都4県の魅力を効果的に発信できるよう本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を企画し、円滑に運営実施すること。

- ア 1都4県の大会レガシー施設を含む観光スポット等を周遊する観光ルートの作成及び共同招聘
- イ 各種広告等の実施
- ウ OTA との連携
- エ 1都4県サイトの更新及び運営管理
- オ 会議開催関連業務等
- カ ア～エにかかる効果測定及びア～オにかかる報告

(2) 1都4県の観光スポット等を周遊する観光ルートの作成及び共同招聘

- ア 1都4県の観光スポット等を周遊する観光ルートの作成

1都4県の観光資源を周遊する魅力的な観光ルートを以下に基づき作成すること。

項目	概要
作成本数	以下①②の計5本 ① 1都4県すべてを周遊するルート×1本 ② 東京都+近隣県の各1県を周遊するルート×県別に1本ずつ、計4本
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1都4県でしかできないことや体験を念頭に、旅行者層の興味・関心に合わせて、観光を繰り返し楽しめるよう、日本文化、SDGs等、各ルートごとに別紙1「共同招聘及び観光ルート 希望テーマ・訪問スポット等一覧」に記載のテーマを参照した上で作成のこと。 ・ ①の1都4県すべてを周遊するルートは東京2泊+各県1泊の計6泊程度。 ・ ②の東京と各1県を周遊するルートは東京2泊+各県1泊の計3泊程度。 ・ 1ルートのスポット数は1日あたり5スポット程度。 なお、各都県のスポット数は全てのルートを合わせてそれぞれ8スポット以上とする。 ・ 都の希望スポットについては別紙1を参考に、ターゲット国に訴求する最適な観光スポット・体験等を選定し、事前に財団へ報告の上、決定すること。 ・ 各県のスポットについては別紙1に記載の各県が希望するスポットも参考に、ターゲット国に訴求するのに最適な観光スポット・体験等を選定し、事前に各県へ報告の上、決定すること。

	・新型コロナウイルス感染症流行後に新規開業（オープン）した施設も積極的に取り上げること。
--	--

イ 共同招聘

「7 委託内容 (2) ア」で作成した観光ルートに対し、以下(ア)に記載の要件にて招聘を行うこと。招聘の実施にあたり同(イ)～(ウ)の対応を行うこと。

(ア) 概要

各ルートの想定泊数、対象国、招聘者カテゴリ、招聘人数は下表のとおりとする。ただし、疫病や天変地異等、海外在住外国人の招聘が難しい状況になった場合は、代替案を企画のうえ実施すること。なお、招聘日程については、別紙2「招聘日程サンプル」を参照すること。

ルート	想定泊数	対象国	招聘者カテゴリ	招聘人数
1都4県	東京2泊＋各県1泊の計6泊程度	フランス	インフルエンサー	計10名 (各ルート2名) ※海外在住外国人、在京外国人各1名
東京＋埼玉	東京2泊＋各県1泊の計3泊程度	フランス	旅行事業者	
東京＋千葉		アメリカ	インフルエンサー	
東京＋神奈川		アメリカ	インフルエンサー	
東京＋山梨		アメリカ	インフルエンサー	

(イ) 被招聘者の選定

都と近隣県双方の魅力を効果的に訴求するため、別紙1に示す各ルートのテーマに則し、下表の条件を満たす旅行事業者、またはインフルエンサーを選定すること。また、事前に希望招聘時期に招聘が可能か確認した上で財団へ報告し、適切な対応をすること。

旅行事業者またはインフルエンサー		
	海外在住外国人	在京外国人
招聘目的	都と近隣県双方の魅力を発信し、訪日への来訪意欲を促進するため、旅行事業者が招聘での体験を基に旅行商品を造成につなげる。また、インフルエンサーが有する	対象国の国籍を有し、一定期間の東京在住(※)を通じて培われた観点で、旅行事業者が招聘での体験を基に旅行商品を造成につなげる。また、インフルエン

	<p>多様な媒体を活用して、対象国へ発信する。</p>	<p>サーが有する多様な媒体を活用して、対象国へ発信する。 (※) 招聘時点で在京でなくても、通算1年以上の都内在住・在勤履歴を有し、国内在住であれば可とする。</p>
<p>招聘要件</p>	<p>都と近隣県双方への旅行のプロモーションという主旨を踏まえ、事前準備から事後報告を含め協力的に対応できる人物であること。 旅行事業者については、訪日・訪都旅行商品の造成経験があり、令和7年度中に都及び訪問県双方のスポットを含む1つ以上の旅行商品造成ができる現地有力旅行会社であること。旅行商品造成が叶わない場合、各社のWEBサイト・SNS等でのルート・スポット紹介等を実施できる現地有力旅行会社であること。現地有力旅行会社は、各招聘市場の旅行手配の特性（ウェブ販売等）とルートテーマに合った旅行会社を選定すること。</p> <p>インフルエンサーについては、情報発信（※1）が可能な複数の各対象国向けの媒体を保有すること。（後述「(ウ) 情報発信」（インフルエンサー）参照）対象国内にフォロワー（※2）、もしくはメディア、メールマガジン等による発信先を有すること。</p> <p>（※1）招聘終了後1か月以内に、少なくとも1媒体以上での情報発信が可能であること。</p> <p>（※2）Facebook・Instagram等SNS（TikTokを除く）のフォロワー数の場合は50,000以上であること。</p> <p>財団または1都4県が行う広報・プロモーション活動において、プロフィール、顔写真、招聘旅行中撮影した写真等の情報を公開しても良いこと。</p> <p>招聘旅行中撮影した写真等を本事業のウェブサイト提供ができること。ウェブサイトでの使用期限は少なくとも、令和11年3月31日までとすること。</p> <p>インフルエンサーについては、対象国およびルートテーマにおいて1都4県への旅行への意欲を喚起し、具体的な旅行行動を促進するような発信力・影響力を有すること。</p>	

なお、選定にあたっては、旅行事業者については、会社概要（訪日・訪都旅行商品の造成実績や社全体の売上に占める訪日・訪都旅行商品の取扱割合、想定の新規採用者のプロフィール等を含む）、インフルエンサーについては、プロフィール（略歴、所属企業や団体等）、広告・発信効果（フォロワー数、PV数、TV放映視聴率、雑誌発行部数、メールマガジン発信数等）、実績（有する場合は出版歴、メディアへの露出歴、観光局・自治

体等の招聘事業参加歴等)等をもとに選定すること。財団及び1都4県の承認をもって正式に被招聘者を決定する。

(ウ) 被招聘者との調整

- a 被招聘者の決定後、本事業主旨、日程、被招聘者に求める役割等を記載した書面等を対象国の言語で作成し、被招聘者にその書面の内容について理解及び同意を事前に得た上で招聘旅行に参加するよう説明するとともに、書面によるやり取りを行うこと。また、行程の初日オリエンテーションにて、再度確認を行うこと。書面内容は、日本語で作成し、事前に財団へ報告した上で決定すること。
- b 被招聘者の事前の説明から招聘実施後のフォローまでを一貫して行うこと。
- c 被招聘者の特徴（食事制限やタトゥーの有無等）を考慮し、招聘旅行実施中の各行程・体験に支障がないよう事前に確認すること。
- d その他被招聘者と必要な諸手続き（ビザ取得、保険加入等）や手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと。

(エ) 旅行商品造成（旅行事業者）

- a 招聘旅行実施後、各被招聘者に今回の招聘体験を基にした各都県のコンテンツを1か所以上含めた旅行商品を造成するよう、促すこと。定期的に進捗報告等を実施すること。
- b 受託者は、各旅行事業者が造成した全ての旅行商品について、パンフレット（デジタルパンフレット含む）、商品掲載ページの画面キャプチャ、造成旅行商品の販売があった場合はその予約件数等の実績をまとめ、報告すること。

(オ) 情報発信（インフルエンサー）

- a 招聘旅行実施後、各被招聘者に情報発信可能な媒体のうち発信力の高い複数の媒体（各種メディア、ブログ、SNS、メールマガジン等）で情報を発信させること（複数回の発信をすることが望ましい）。媒体の特性によっては、動画での情報発信も可とする。同行カメラマンが必要な場合は、カメラマンの手配も行い、カメラマンに係る費用もあらかじめ委託料に含めること。なお、発信にあたっては、ハッシュタグ等を用いて本事業に基づくものであることを明示すること。また、各都県が指定するハッシュタグ等でメンションないしタグ付け等することを必須とする。
- b 情報発信の媒体選定、効果的な露出方法（動画等）、都と近隣県の露出割合、情報発信の頻度は、事前に財団へ報告の上決定すること。なお、招聘終了後、1か月以内に被招聘者が保有する媒体のうち、少なくとも1媒体以上での情報発信を行うこと。
- c 情報発信する内容については、招聘ルート内の各都県の観光スポットの情報とするが、各被招聘者による効果的な方法で発信し、本事業のウェブサイトへも誘導

すること。なお、被招聘者との調整の結果、上記の情報発信が叶わない場合には、都度財団へ事前に報告し、適切な対応をすること。

- d 受託者は、各発信媒体に掲載・投稿された情報を全てクリッピングすること。デジタル媒体は、アクセス数（サイトPV数、SNSフォロワー数等）、紙面媒体は、発刊部数、閲覧数、広告換算額等の情報を一覧にまとめること。
- e aにおいて、写真・動画の利用に際しては、被写体及び映り込みの内容を慎重に確認し、招聘前に、施設にこの事業の趣旨を伝えるとともに、情報発信するための条件を確認すること。必要に応じて掲載前に速やかに施設等の許諾を得ること。権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、委託料に含めること。
- f aにおいて、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- g 各招聘旅行について、国内のTV局や新聞等のメディアから取材、露出があった場合、受託者はこれらをクリッピングし、発刊日、露出段数、広告換算額等を一覧にまとめること。

(カ) 招聘ルートの企画調整・手配業務

- a 招聘ルートの観光スポット等の選定及び手配業務
「7 委託内容 (2) ア」で作成した観光ルートを基に、スポットを各都県2～3つ程度選定し、そのスポットを含む行程を企画すること。なお、各スポット間の立ち寄り場所（食事場所）等も含めて調整手配すること。各種スポット等の選定にあたっては、財団及び1都4県の承認をもって正式に決定する。
- b 各行程の各種手配、及び運營業務
 - (a) 行程に含まれる観光施設、移動手段、食事施設、宿泊施設、空港出迎え等について手配すること。また、日程連絡、当日の流れ確認、利用時間連絡、ネームイン、禁煙喫煙希望、食事のリクエスト等、当日の行程に時間の余裕を持たせつつ、細部にわたる調整・手配等を行うこと。
 - (b) 各都県内の移動手段は、基本的に公共交通機関を想定しているが、効率面を考慮し、車での移動が妥当と判断される場合は、移動用車両やタクシー等を手配すること。なお、車両を手配する場合は、被招聘者及び同行者（ガイド1名、財団及び事務局スタッフ1～2名程度）全員が余裕をもって着席でき、被招聘者が持参するスーツケース等の搭載を考慮した車両の手配を行うこと。
 - (c) 都内の宿泊施設は、東京の魅力を感じ、またホテル体験そのものを楽しむことができ、上質な旅を体感できるようなシティホテル、ラグジュアリーホテルなどの施設を選定すること。なお、バリアフリー設備が充実している、ホスピタリティが高いなど、ハード・ソフトの両面から、大会のレガシーや上質な受入環境等を提供している施設が望ましい。客室はダブルルームまたはツインルームのシング

ルユースとすること。

- (d) 近隣県内の宿泊施設は、各県の魅力を感じ、また各施設での滞在そのものを楽しむことができる旅館・ホテルなどの施設を選定すること。夕食が各施設内で提供される旅館・ホテル等も可とする。なお、客室は1名1室利用であること。また、上記(c)同様に、ハード・ソフトの両面から、大会のレガシーや上質な受入環境等を提供している施設が望ましい。
 - (e) 各スポット間の立ち寄り場所(食事場所含む)等も含めて調整手配すること。なお、食事場所においては、ルートテーマを踏まえ、多様な食文化や各都県らしさを感じられる施設を選定すること。
 - (f) 各施設の手配に際しては、施設側担当者に対して、当事業主旨を説明すること。なお、各施設の利用料金は本事業の委託料に含むこととするが、利用時に特別価格もしくは無償での取材協賛を得られる場合は財団と協力し、交渉すること。
 - (g) 各施設において専門的な現地ガイドや説明要員によるガイド等の対応が可能である場合は、当日立ち合いを交渉し、より深い取材が行えるよう手配を行うこと。また、取材に有効な体験プログラムがある場合は施設側と相談調整、手配を行うこと。
 - (h) 行程中の施設入場等に係る費用や招聘旅行中の経費(国際航空運賃を含む交通費、食事代等)は全て委託料に含むこと。
- c 航空便、鉄道、バス等の手配について
- (a) 海外からの被招聘者の国際航空券の手配、予約、ネームイン(被招聘者からのパスポート情報入手等含む)等について、受託者が必要な調整及び手配を行うこと。調整及び手配にかかる経費は全て委託料に含む。見積航空運賃の条件(発券期限、キャンセル可否、キャンセル料等)を明記すること。国際線航空運賃並びに空港諸税、燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)、航空保険特別料金等については、委託料に含み予め見込んでおくこと。
 - (b) 被招聘者の居住国から東京(東京国際空港(羽田空港)または成田国際空港)への国際航空券(往復)の予約・手配を行うこと。国際航空券は、原則として、直行便のエコノミークラスを手配すること。また、発券後の変更が、最低1回は可能な航空券とすること。被招聘者の居住国内における移動及び宿泊に係る費用は、本事業の委託料には含まない。
 - (c) 都県間の国内移動に係る公共交通機関(鉄道またはバス等)の予約・手配を行うこと。これに係る運賃・料金等は委託料に含む。なお、各交通手段については、普通車またはグリーン車ないしそれに相当するクラス(ある場合は指定席)を手配すること。なお、効率面を考慮し、車での移動が妥当と判断される場合は、移動用車両やタクシー等を手配すること。なお、車両を手配する場合は、被招聘者及び同行者(ガイド1名、財団及び事務局スタッフ1~2名程度)全員が余裕をもって着席でき、被招聘者が持参するスーツケース等の搭載を考慮した車両の手

配を行うこと。

d 行程表及び緊急連絡先の作成

- (a) 各招聘ルートの訪問先、連絡先、同行者、手配状況等の詳細を具体的に記載した行程表をルートごとに作成し、財団及び1都4県に確認すること。
- (b) 上記(a)で作成した日程表は、被招聘者の母国語に翻訳し、被招聘者に事前に配布すること。最終行程表は出発2週間前を目途に、可能な限り早めに調整し、財団及び1都4県にも提出すること。
- (c) 招聘旅行開始前には、旅行中の緊急連絡先をまとめたリストを作成し、被招聘者を含む関係者へ事前に配布すること。

e 通訳ガイドの手配について

- (a) 各招聘旅行の行程において、被招聘者と各関係者等との間の通訳兼ガイドを手配すること。拘束時間は1日当たり約12時間を想定すること。
- (b) 招聘旅行ごとに、1都4県すべてを周遊するルートはフランス語、都+1県を周遊するルートは対象国の母国語の有資格者の通訳ガイドを手配すること。なお、対象国が英語以外を母国語とする場合でも、被招聘者が英語で十分コミュニケーションが可能であれば、英語ガイドでも可能とする。
- (c) 手配予定の通訳ガイドの過去の実績を示すこと。過去に訪日旅行のアテンド等外国人の通訳ガイド経験が豊富で、財団、官公庁、地方自治体及びその他関連団体が主催する招聘事業への従事実績のある者が望ましい。
- (d) 通訳ガイドの日当、交通費、食費、観光施設入場料等は、委託料に含むこと。
- (e) 招聘旅行実施前には、通訳ガイドと招聘ルートに関する事前打ち合わせを行うこと。その際、当事業の主旨説明を行い、通訳ガイドが役割を明確に理解した上で業務を行えるようにすること。
- (f) 招聘旅行中のチケットや入場券等は、被招聘者と通訳ガイド自身の分を厳重に通訳ガイドが管理し、必要な時に利用すること。
- (g) 通訳ガイドは、招聘旅行中、被招聘者の取材の様子を各スポット等で撮影し、報告書に記載すること。

f ガイド業務報告書の提出

招聘旅行実施後、15日以内にガイド業務実施報告書を提出すること。報告書には、各施設や交通機関等における被招聘者の反応や意見、招聘旅行中の写真等を含めること。

g その他の手配について

- (a) 海外からの到着空港（東京国際空港（羽田空港）または成田国際空港を想定）での出迎え、都から近隣県への交通機関への誘導、近隣県から都へ到着後の案内、

最終帰国時の交通機関への誘導等、一連の案内を行うこと。

- (b) 被招聘者全員に招聘旅行中利用可能なモバイル Wi-Fi ルーターを手配し貸与すること。
- (c) 被招聘者の招聘期間中に有効な旅行保険に加入すること。
- (d) 通訳ガイドとは別に、少なくとも受託者から1名以上が同行して行程を管理し、滞在期間中毎日、行程終了直後に視察時の様子や被招聘者の反応等を記載した報告を財団宛に行うこと。
- (e) 招聘実施中に被招聘者の健康と安全が確保されるよう、各被招聘者、財団及び1都4県との連絡体制を整え、臨機応変に対応すること。

(キ) 効果測定の実施業務

- a 招聘事業実施に際し、被招聘者へのアンケート調査の企画、運営、集計及び分析を実施すること。
- b 事業実施後に効果測定を実施し、今後の課題分析を行うこと。
(リーチ数、メディア等掲載紙面からの広告費用換算額算定、オンラインやブログ記事等に対するアクセス数、コメント数等の測定等を含む)。

(ク) 招聘に係る事務局業務

受託者は、以下の業務を行う事務局を設置すること。

- a 招聘の進行管理を行う事務局の設置及び運営
招聘の進行を管理し、運営に係る一切の業務を行うとともに、関係機関（被招聘者、財団、1都4県、手配先施設、通訳ガイド等）との連絡調整を行うこと。円滑に事業を遂行できるよう本事業に係る担当者を適切に配置し、責任体制を明確にすること。
- b 関係機関との窓口対応
 - (a) 被招聘者
被招聘者が理解可能な言語で連絡・調整し、意思疎通を障害なく円滑に図れる人員が対応すること。被招聘者に対して、依頼や確認事項が生じた際には速やかに連絡を取ること。
 - (b) 財団及び1都4県
 - ・財団及び1都4県の担当者と連絡、情報の共有を行い、招聘旅行を円滑に実行するため、招聘ルートの詳細確認やガイド報告書、事務的な精算処理等の調整を行うこと。
 - ・メディア等による情報発信があれば、財団及び1都4県の担当者へ内容を提供すること。
 - (c) 手配先施設、通訳ガイド
招聘旅行実施のため、手配先施設、通訳ガイド等と連絡し、調整を行うこと。
- c 財団及び都発信のプレスリリース資料の作成補助及び取材対応等

財団及び都が発信するプレスリリース制作のため、掲載する資料や画像、写真等を財団及び都の求めに応じて都度提供すること。一部加工する必要がある場合は、協議の上対応すること。また、必要に応じて、近隣県への確認を行うこと。

都内の招聘旅行中に、国内のTV局や新聞等のメディアから取材があった場合には、招聘当日の取材対応の補助、施設との取材に関する一連の調整等を財団と相談しながら適宜行うこと。

d 証票、各種チケット等の管理

実施する招聘旅行に必要な証票や各種チケット等は、責任者が紛失や盗難等の恐れがない場所に保管し、適切な管理を行うこと。

e 招聘旅行実施中の対応

招聘旅行実施中は、被招聘者、財団及び1都4県の担当者、各手配先施設等と常時連絡が取れるよう人員を配置すること。また、万一の事故やトラブル（交通機関の運休（欠航）、被招聘者の病気・怪我等）に備え、事前に代替案を想定し現場では最適な手段を検討し、財団や1都4県等と相談しながら対応すること。

(3) 各種広告等の配信

ア オンライン広告

令和5年度の本事業において制作した1都4県サイト（英語）のトップページ（<https://visitgreatertokyoarea.org/?paged=1>）やルートページ（令和6年度末までに掲載済み10本および本仕様書で規定する追加分5本、計15本）への誘因を目的として、対象市場4か国のタビマエ層の旅行者に対し、以下に留意してオンライン広告を実施すること。

- ・ 広告媒体の選定にあたっては、発信力、影響力、拡散力を考慮し、効果的なものを複数組み合わせることで配信すること。（Google 広告、バナー広告、SNS 広告等を想定）
- ・ 広告効果があると見込まれる場合は令和5年度に制作した動画（タビマエターゲット）（<https://www.youtube.com/watch?v=f77TkR0qsik>）を活用することも妨げない。
- ・ 配信にあたっては、必要に応じて各広告の入稿規定に沿うように素材を編集の上、配信すること。
- ・ 広告に必要な素材（バナー等）は受託者にて制作すること。制作にあたり必要な権利処理等についても受託者にて行い、委託料に含むこと。
- ・ 各媒体の特性や、訪日・訪都に係る最新の動向や統計データ、対象市場の旅行者の特徴、1都4県に対する観光地としての認知度や来訪割合等の現況等を十分に踏まえたうえで、配信対象エリア、配信対象の属性（嗜好）、配信期間等を最適化し、効果的に配信を実施すること（実施期間や媒体により、複数の広告素材の活用も積極的に検討のこと。）。

イ 外国人旅行者のタッチポイントとなる場所での広告

1都4県への誘客を図ることを目的として、東京に訪来している外国人旅行者や日

本国内（特に1都4県エリア）を旅行する外国人旅行者に対し、彼らのタッチポイントとなる場所・媒体にて、1都4県の観光スポット等への誘客を促進する広告を行うこと。令和5年度の本事業において制作した動画（タビナカターゲット）

(https://www.youtube.com/watch?v=_UumCmkShBM) 2本を活用することは妨げない。

- ・媒体は、屋外広告、電車内ビジョン広告、宿泊施設の客室に設置のTV広告、位置情報広告、交通広告（デジタルサイネージ含む）などのほか、発信力、影響力、拡散力があり、ターゲットに有効な訴求が可能な媒体の中から効果的なものを複数（3媒体以上）組み合わせて配信すること。
- ・広告効果があると見込まれる場合は令和5年度に制作した動画（タビマエターゲット）(<https://www.youtube.com/watch?v=f77TkR0qsik>) を活用することも妨げない。
- ・配信にあたっては、必要に応じて各広告の入稿規定に沿うように編集の上、配信すること。
- ・訪日後のタビナカの外国人旅行者が滞在中に閲覧し、その後各都県の周遊を喚起、促進できるよう、媒体特性および効果的な掲出期間を勘案し実施すること。
- ・広告媒体の設営・撤去にかかる作業、掲出期間中の管理も委託内容に含む。

ウ 記事広告

対象市場のタビマエ層の旅行者に対し訴求力の高い旅行系雑誌・メディアを選定し、以下に留意のうえ記事広告出稿を実施すること。

- ・オンライン記事は2～3年程度継続してウェブサイトでの閲覧ができることがのぞましい。
- ・記事制作にあたっては、1都4県の観光スポットを原則として均等にとりあげ、旅行発信内容や記事分量のバランスに留意すること。
- ・掲載する施設やコンテンツについては掲載確認、記事内容の確認を受託者の責任にて行うこと（必要に応じて、各都県より直接施設に連絡する場合がある。）。
- ・ショート動画等を制作することは妨げない。
- ・オンライン記事の場合は公開後当該記事の訴求を促すための広告配信を行うこと。
- ・リンクバナー等、当該記事の訴求に必要な素材は委託料に含むこと。

(4) OTA (Online Travel Agency) との連携

ホテルや航空券等、旅行に関するオンライン予約を扱うOTAと連携し、OTAサイト内への特設ページ制作および特設ページへ誘引する広告出稿等を実施すること。事業目的に照らし、最も効果的な事業となるよう、ターゲット市場での旅行予約によく使われるOTAを選定し（複数可）1都4県の認知度拡大、具体的な訪問を促すよう、1都4県の観光の魅力を発信すること。特設ページ閲覧者数の他、閲覧者による実際の予約数、移動手段検索数（鉄道事業者含む）、旅行予約数など、1都4県の観光動向に関する関連実績等を報告すること。

(5) 1都4県サイト（英語）の更新及び運営管理

以下の仕様を満たしたウェブサイトのコンテンツ制作、更新及び運営管理を行うこと。
既存サイトを前年度の受託事業者から引継ぎ、運用すること。コンテンツ、デザイン、構成及び機能を含む仕様全般について、原則として従来のもを引継ぐこと。
引継ぎ・移管に係る一切の費用を本委託料に含めること。

ア コンセプト

令和5年度の本事業において制作した動画、「7 委託内容 (2) ア」で作成した観光ルート、1都4県の観光スポット等を紹介することにより、都及び近隣県双方の魅力を訴求し、対象国の人々への1都4県の認知向上を図ることで、外国人旅行者の東京での長期滞在を促すとともに、旅行消費額や1都4県を旅行するリピーターの増加につなげることを目的とする。

イ 言語・翻訳

使用言語は英語とする。

ウ デザイン・構成

(ア) デザイン・構成は原則として従来のもを引き継ぐこと。

(イ) 各地域の魅力や四季の彩りが伝わるような画像のほか、大会のレガシーを生かしたプロモーションという本事業の趣旨を意識した掲載すること。画像については一部財団及び1都4県から提供を行うが、魅力的なサイトとなるためにより良いものがあれば、個別に手配することも妨げない。写真や動画利用にあたっては、著作権元に承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は委託料に含むこと。

(ウ) PC やスマートフォン、タブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。また、Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari 等の主要なブラウザで表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイト構成とすること。

エ コンテンツ

以下のコンテンツを新規に制作し、実装すること。

(ア) 「7 委託内容 (2) ア」で作成した観光ルートの追加

(イ) 観光スポットの情報

「7 委託内容 (2) ア」で作成した観光ルートで紹介するものを含む1都4県の観光スポットの情報（スポット名・紹介文・スポットの基本情報等を画像と共に掲載することを想定）を追加すること。コンテンツ作成にあたり、財団及び1都4県、必要に応じて各スポットへの情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、日本語資料による内容確認、テストページ確認依頼等を行うこと。

(ウ) 財団及び各都県が運営する公式観光サイト等、オンラインメディア・OTA 特設ページ

等へのリンクバナー

財団または1都4県が指定するページへのリンクバナーをページ内に新規設置、または既存掲載内容の修正に対応すること。リンク数は計5～10程度を想定している。設置するリンクバナーは必要に応じてサイト掲載に則したサイズ等に調整すること。なお、財団及び1都4県が所有する公式観光サイト等に本サイトへのリンクを掲載する可能性があるため、財団及び1都4県の要請に従い、都度本サイトのリンクバナーをデザイン・制作のうえ、提供すること。

また、「7 委託内容 (3)(4)」で連携するオンラインメディアやOTA特設ページ等へのリンクバナーを設置すること。

オ システム・サーバー等の保守・運用管理

- (ア) ウェブサイトは受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は、ウェブサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。
- (イ) サーバーを設置するデータセンターは、24時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。
- (ウ) 24時間365日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。
- (エ) システム等(パッケージ等)の定期的なプログラム修正(操作性の改善や修正等軽微なもの)を財団の追加費用なしに行い、原則として、常に最新のバージョンとすること。
- (オ) 原則、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- (カ) 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。
- (キ) サイト公開前に脆弱性診断を行い、必要な改善を行ってから公開すること。
- (ク) サイト全体に対して、SSLを設置すること。
- (ケ) サーバーは、本仕様の内容を満たす適切なものを用いること。
- (コ) テストサイトの設置
公開前に財団が事前確認するためのテストサイトを受託者にて設置すること。
- (サ) 契約満了もしくは契約解除に伴い、財団が新たに契約する同業務の受託事業者への円滑な業務移行が可能となるように、汎用性のあるシステムを構築するとともに、掲載コンテンツの権利関係の整理や特殊費用の発生等が生じないような処置を講ずること。あわせて新規受託者への業務引継ぎに際し、業務移行において必要となる関連情報等は契約期間内に整備すること。

カ サイト改善施策

オーガニック流入、回遊率、滞在時間の改善を促すような効果的な施策を企画し、実施すること。なお、SEO 対策などアクセス件数の向上に関しては、アクセス解析結果を踏まえて実施すること。また、毎月アクセス解析を行い、適切な分析・考察を付したうえで財団に報告すること。

キ その他

- (ア) 上述エのコンテンツ作成に当たり、自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認及びテストページ確認依頼等を行うこと。
- (イ) 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。ウェブサイトの問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に報告の上、必要な対応を行うこと。
- (ウ) 今後もコンテンツが増えていくことを前提に、ウェブサイトの運営を行うこと。
- (エ) ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。また、サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- (オ) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (カ) 別紙3「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準拠すること。
- (キ) GDPR（EU一般データ保護規則）に則り、対応した個人情報取扱規約、プラットフォーム利用規約、クッキーポリシーの制作・更新・掲載作業を行うこと。作業にあたっては、受託者自身でも最新の情報収集に努めること。またコンセントツールとして現在利用している One Trust (<https://cookie.bizrisk.iiij.jp/function>) を継続して使用すること。なお、ツールのライセンス費用・相談費用は本委託料に含まない。
- (ク) 「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※1。以下「標準特記仕様書」という。)を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

※1：https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

(6) 会議開催関連業務等

ア 協議会・担当者打ち合わせ会

近隣県等との会議（5月頃・3月頃の年2回開催予定）に際し、既存の企画提案書等をベースにした資料の作成を行うとともに、財団の求めに応じて会議に出席し、参加者からの質問等に回答すること。

※開催日、開催場所については、決定次第財団から連絡する。

※状況に応じて、オンライン開催または書面開催となる場合がある。

イ 各事業説明会等

財団及び1都4県からの依頼に応じて、各事業の実施前等に、既存の企画提案書等をベースにした資料の作成を行うとともに、1都4県の担当者にむけ事業の概要や詳細等に係る説明会を実施すること。開催形式はオンラインを想定している。

(7) 効果測定及び報告

ア 1都4県サイト（英語）の運営

「7 委託内容 (5)」で運営する1都4県サイト（英語）の総PV数は、年間200,000PV以上を目標とすること。

イ 1都4県サイト（英語）のアクセス解析

毎月アクセス解析を行い、適切な分析・考察を付したうえで財団に報告すること。また分析結果を踏まえ必要な改善提案、対応を行うこと。報告様式等については事前に財団へ報告の上、決定すること。

対象ページ、抽出する数値は原則として以下のとおりとする。

- ・対象ページ
- ・トップページ
- ・動画ページ
- ・ルートページ
- ・スポットページ

(ア) 抽出対象指標

- ・対象ページ別のPV数、ページ別訪問数、平均ページ滞在時間、直帰率、離脱率の値（％）
- ・対象国別のPV数、ページ別訪問数、平均ページ滞在時間、直帰率、離脱率の値（％）

アクセス解析からサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し、必要な対応をすること。

ウ オンライン広告、記事広告、交通広告、OTA連携等動画

KPI（広告表示回数、誘導する1都4県サイト（英語）へのアクセス数（クリック数）、動画視聴数、回遊率、OTAでの予約数・検索数等）を設定し、実績数値を毎月報告すること。また、その数値を分析し、結果に応じてターゲットの変更、絞り込み等改善策を実施すること。

8 完了報告と契約代金の支払について

(1) 契約代金の支払について

受託者への支払は、別紙4「委託完了届」等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。なお、「7 委託内容」の業務に係る委託料の一部は、近隣県から直接受託者へ支払う場合がある。その際には、近隣県の担当者と直接調整し、必要な場合には各県指定の書類等（見積書・委託完了届・請求書等）を作成の上、処理を速やかに行うこと。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙4「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A4版、横書きカラーで作成の上、紙5部と全ての報告書データを納品すること。招聘旅行の現場写真、被招聘者発信の内容、掲出された広告の出稿内容を必ず含むこと。また、被招聘者がインフルエンサーの場合については、発信媒体に関する発行部数、閲覧数（視聴率、サイトPV数やSNS拡散状況）等の数値を確認し、記載すること。なお、動画配信広告、招聘旅行後に掲出された広告については、全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと（別紙として提出することも可能とする。）。

※目次、体裁、提出期限等の詳細については事前に財団へ報告の上、実施すること。

ウ 電子情報処理業務に係る各種様式

標準特記仕様書参照のこと。

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 個人情報の保護等

(1)「東京都個人情報取扱事務要綱」(※2)及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(※3)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」(※4)に定められた事項を遵守すること。

※2：https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf

※3 : https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf

※4 : https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、標準特記仕様書の記載事項を遵守すること。
- (3) 本事業において取り扱う個人情報のうち、特に以下に留意すること。
 - ・財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
 - ・7 (1) アで招聘するインフルエンサー、旅行事業者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
 - ・また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者 (あるいは今後取得予定である事業者) が望ましい。
 - ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1.3 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、財団と協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は財団であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応するものとする。
- (4) 感染症等の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (5) 財団は必要に応じて本契約に係る情報 (受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等) を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 本事業は、令和 7 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 7 年度財団収支予算が令和 7 年 3 月 31 日までに財団評議員会で承認された場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 観光事業課
近隣県レガシー事業担当
E-mail : renkei@tcvb.or.jp